

私たちはリニア中央新幹線建設工事差止訴訟原告団です

裁判を起こした理由

私たちの家の真下にリニア新幹線のトンネルが掘られることを知ったのは JR 東海が郵便受けに投げ入れた一枚の通知書からでした。その後何の連絡もなく説明を問い合わせると、既に説明会は開催したとのことでした。説明会の告知は住民に直接にはなく大田区広報誌で行ったとのこと、広報誌を取りよせてみると人目を避けるように小さな記事がありました。リニアとはどこにも書かれておらず中央新幹線だけの表記だけでした。区の広報誌を隅から隅まで目を通す人は少なく、多くの住人が見逃したため改めて説明会を開くよう求めましたが既に開催しているとの理由で拒否されました。JR 東海は工事の真上に住む住民にほとんど説明をすることなく、わずかな告知で開催した一回の説明会を既成事実として大深度地下使用法の下でのトンネル工事の認可を得てしまったのです。このことがきっかけとなり私たちは JR 東海に強い不信感を抱き始めました。

大深度地下使用法とは、公共目的のためであれば国土交通大臣の認可のもとに地下40m以深の地下空間を土地所有者の許可を得ず使用することができるという法律です。東京外環道で陥没事故が起きた直後に「大深度法は安全を担保するものではない」と国土交通省が答弁をしたように、地下の使用はするが安全の担保はしないという欠陥法律です。一方で民法207条には「土地の所有権は法令の制限内においてその土地の上下に及ぶ」とあり、大深度地下使用法は民法に矛盾した法律であることも明らかです。

私たちは、住宅の下の巨大リニアトンネル掘進工事の差止めを求め裁判を進めています。



高木勝巳裁判官らは司法の信頼を破壊している

私たちの訴訟 令和3年(ワ)第18684号中央新幹線工事差止請求事件は、東京地方裁判所にてこれまでに11回の口頭弁論が開かれ主張と反論を繰り返してきました。そして今年10月8日の法廷において、この訴訟の鍵となるシールドマシン工事の危険性と安全性などの主張は出尽くしたと考えられたため、私たちは学術専門家(トンネル工学)の証人尋問を求めました。被告が採用するシールド工法は既に東京外環道や広島市で重大な陥没事故を発生させており、安全性について専門家の所見、見解が重要と考えたからです。しかし高木勝巳裁判長らは私たちの申請を理由もなく却下し、いきなり審理終結を宣言し判決文言い渡しの日を決めました。この訴訟が専門的技術的事案であるにもかかわらず専門家の見解も聞かずに判決文を書こうとしたのです(判決文言い渡し期日は後に無効となりました)。このような不十分で高圧的な裁判進行は公平な審理からは程遠く、国民の司法への信頼を破壊するものです。

裁判指揮を放棄する裁判官たちの罪

裁判官は裁判指揮をして真実を究明しなければなりません。しかし高木裁判長らは、双方の主張立証を促すことも反論を促すこともなく、事案の理解と解決のために何もしてきませんでした。法廷では双方の準備書面を確認するだけで、裁判長が指揮を取って双方の主張を噛み合わせることもせず、してきたことは意見陳述は時間以内という指示と、次回の期日を決めることだけで、いきなりの結審宣言です。これまでに幾つかの裁判を傍聴しましたが、何も仕事をしない裁判官は初めてです。裁判の指揮放棄は見て見ぬ振りをするにも等しく、裁判官として失格であり、その存在そのものが罪であると断じます。

拒否を連発する裁判官

高木裁判長は私たちの当然な要望をことごとく拒否してきました。2023年4月の第8回原告準備書面では被告に11項目の求釈明を提示しましたが、裁判長は「求釈明に応じるかどうかは被告の勝手に裁判所としては何も言わない」と答え、真実究明の機会を潰しました。2023年6月には本件事案の理解のために地質工学・トンネル工学の専門的説明を図示資料を用いるパワーポイントの使用許可を求めましたが、使用は認めないと拒否しました。真実の究明を避けるための拒否と言わざるを得ません。

二度にわたる裁判官忌避申立

私たちはまっとうな裁判官による公正な裁判を求め、二度にわたって高木勝巳裁判官らに忌避申立てをしてきました。最初の忌避申立ては次回期日指定以外に何もしてこなかったこと、事案解明のための私たちの要望を何の理由もなく拒否してきたことに対するものでした。二度目は立証段階に移行するための証人尋問を理由もなく拒否しただけでなく、即座に審理終結を宣言し、判決言い渡し日を決めたことが理由です。二度にわたる忌避申立は異例ですが、高木勝巳裁判官が真実の究明に取り組まないからです。